

熊本市第8次総合計画(素案)について

基本構想

本市のめざすまちの姿を明らかにし、これらを実現するための基本的な施策の大綱を示すもの

【構成】

- I 策定の趣旨
- II めざすまちの姿
- III まちづくりの基本理念

基本計画
【政策・施策】

基本構想を実現するために、必要な諸施策を体系的に明らかにしたもの

【構成】

- I 計画の前提
- II 都市整備の方針
- III 時代を捉える横断的な視点
- IV 人口減少への対応
- V ビジョン
- VI 区における自主自立のまちづくり

重点的取組

実施計画
【事業】

アクションプラン

当該年度の重点的な取組と基本計画に掲げた施策を年度別に具体化し、どのように実施していくかを明らかにしたもの

基本構想

策定の趣旨

本市は、令和2年国勢調査において、調査開始以来初の人口減少の局面を迎えました。

今後、少子・高齢化、人口減少がもたらす労働力不足や社会保障費の増大、税収の減少の可能性など、厳しい状況に向き合っていかなければなりません。

また、相次ぐ自然災害への対応、急速に進展するデジタル社会への対応、多様性と包摂性のある社会の実現なども重要な課題です。

さらに、世界に目を向けても、気候変動や食糧危機、国際紛争などの課題に直面しており、原油高や物価高騰などの形で私たちの生活にも影響を与えています。

このような社会構造の変化や目まぐるしい時代潮流の中においても、本市が様々な課題を解決しながら、だれもが明るい未来を展望し、希望を抱くことができるまちづくりを行うため、本計画を策定します。

めざすまちの姿 上質な生活都市

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれ、災害に強くだれもが安心して暮らせるまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」を、私たちはめざします。

まちづくりの基本理念

まちづくりの原点は、「地域」、そして、そこに暮らす「市民」です。

個人の権利や自由が尊重される一方で、人と人とのつながりが希薄になりやすい時代と言われていますが、本市においては、甚大な被害をもたらした熊本地震の混乱の中においても、行政をけん引する形で市民が自然発生的に活動し、地域やコミュニティで連携しながら、困難を乗り越えてきました。

また、新型コロナウイルス感染症の流行は、心豊かな生活には、人と人、地域やコミュニティとのつながりが不可欠であることを再認識させる契機ともなりました。

本市を取り巻く情勢は目まぐるしく移り変わり、様々な課題はありますが、私たちはこれらを克服しながら「上質な生活都市」を実現し、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのために、「市民」と「地域」、そして「行政」が、それぞれが果たすべき責任や役割を担いつつ、互いに支え合う成熟した地域社会を基盤としたまちづくりに取り組んでいきます。

基本計画

I 計画の前提

- 1 計画の意義と役割
- 2 計画の期間と対象
- 3 本市の現状

II 都市整備の方針

- 1 都市整備の方針における基本的視点
- 2 都市空間の構成方針
- 3 都市の形成方針

III 時代を捉える横断的な視点

- 1 SDGsの推進
- 2 デジタル化、DXの推進
- 3 市域を越えた広域的な連携の強化

IV 人口減少への対応

- 1 熊本市の人口の推移と将来推計
- 2 対策の方向性

V ビジョン

【ビジョン1】こどもが輝き、若者が希望を抱くまち

- 施策1-1) すべてのこどもの健やかな成長と家庭の幸せへの支援
- 施策1-2) 困難な状況にあるこどもや子育て家庭への支援
- 施策1-3) こどもを主体とした教育の推進
- 施策1-4) まちを支える人材の確保・育成

【ビジョン2】市民に愛され、世界に選ばれる、持続的な発展を実現するまち

- 施策2-1) 半導体関連産業等への新たな投資の後押しや中小企業等の振興
- 施策2-2) 世界を魅了する都市ブランド力の向上
- 施策2-3) 交流人口拡大によるにぎわいの創出
- 施策2-4) 広域交通ネットワークの形成による物流・人流の円滑化
- 施策2-5) 活力と魅力に満ちた持続可能な農水産業の振興

【ビジョン3】市民生活を守る強くしなやかなまち

- 施策3-1) 防災・減災の推進
- 施策3-2) 保健衛生体制の強化と医療提供体制の確保
- 施策3-3) 総合的な消防・救急体制の強化
- 施策3-4) 交通安全・防犯の推進

【ビジョン4】だれもが自分らしくいきいきと生活できるまち

- 施策4-1) 人権尊重社会の実現
- 施策4-2) だれもが生きがいを持ち、お互いに支え合える社会の実現
- 施策4-3) 男女共同参画の推進
- 施策4-4) 多文化共生の推進

【ビジョン5】豊かな環境を未来につなぐまち

- 施策5-1) カーボンニュートラルの実現
- 施策5-2) 生物多様性の保全と自然との共生
- 施策5-3) 持続可能な循環型都市の実現
- 施策5-4) 快適で安全・安心な生活環境の保全

【ビジョン6】すべての市民がより良い暮らしを営むまち

- 施策6-1) 地域コミュニティ活性化の推進
- 施策6-2) 人生100年時代を生きるための健康づくりの推進
- 施策6-3) 生涯にわたる学びやスポーツの推進
- 施策6-4) 文化芸術が持つ多様な価値の活用
- 施策6-5) 市民の安心を確保するための社会保障制度の運営

【ビジョン7】安全で良好な都市基盤が整備されたまち

- 施策7-1) 持続可能で魅力的な都市づくり
- 施策7-2) 豊かな住生活の実現
- 施策7-3) 安全で持続可能な上下水道サービスの提供

【ビジョン8】市民に信頼される市役所

- 施策8-1) 行政サービスの質の向上と持続可能な行財政運営の推進
- 施策8-2) 開かれた市役所の実現
- 施策8-3) 市域を越えた広域的な連携の強化

VI 区における自主自立のまちづくり

- 1 めざすまちづくり
- 2 まちづくり支援の方針
- 3 各区の特性

1 計画の意義と役割

この基本計画は、基本構想に掲げるめざすまちの姿「上質な生活都市」を実現するための具体的な取組を体系化し、その取組を計画的に進めていくためのものです。

2 計画の期間と対象

(1) 計画期間

令和6年度(2024年度)～令和13年度(2031年度)

※中間年にあたる令和9年度(2027年度)に見直しを実施

(2) 対象区域

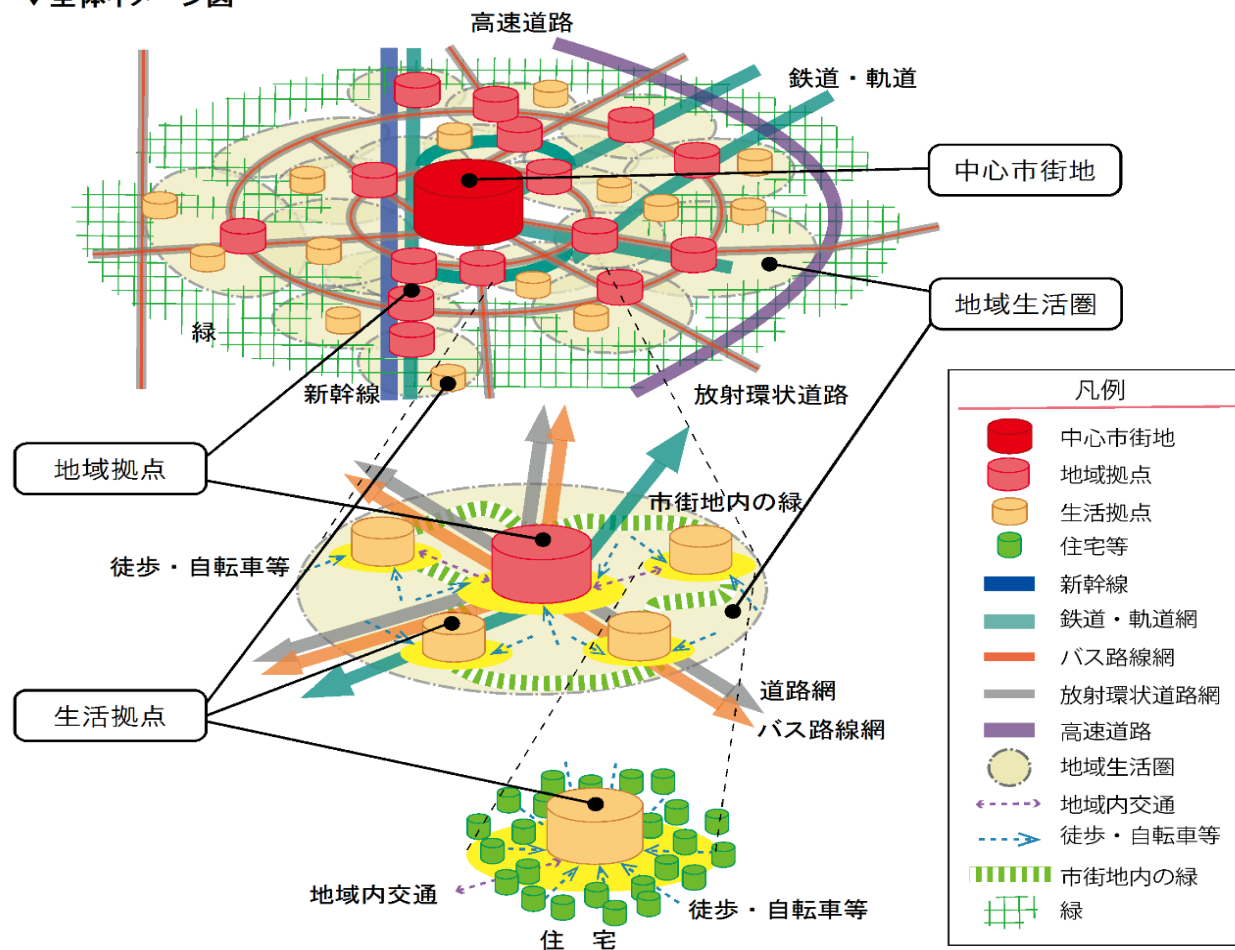
現行(令和6年(2024年)4月1日現在)の市域を基本とし、必要に応じて広域的な対応を図ります。

(3) 実施主体

本計画は、市が主な実施主体となるほか、市民(地域団体、民間事業者、NPOなどを含む。)と行政が相互に連携しながら実施していきます。

「上質な生活都市」を効果的に実現していくため、市民の暮らしや産業・経済活動を支える都市基盤、合理的な土地利用、また、将来にわたって持続的に本市が発展していくための都市構造のあり方などを示すものです。

▼全体イメージ図



目まぐるしく変化する社会経済情勢を踏まえながら、多様化する課題や市民ニーズに対応していくために、分野横断的な視点で取り組みます。

1 SDGsの推進

2 デジタル化、DXの推進

3 市域を越えた広域的な連携の強化

全国的な傾向と同様、本市においても人口減少が進行しており、これに伴う人口構造の変化による様々な経済的・社会的影響が想定されています。このため、人口減少への対応を本市における最重要課題として位置付け、多方面から様々な対策を講じていきます。

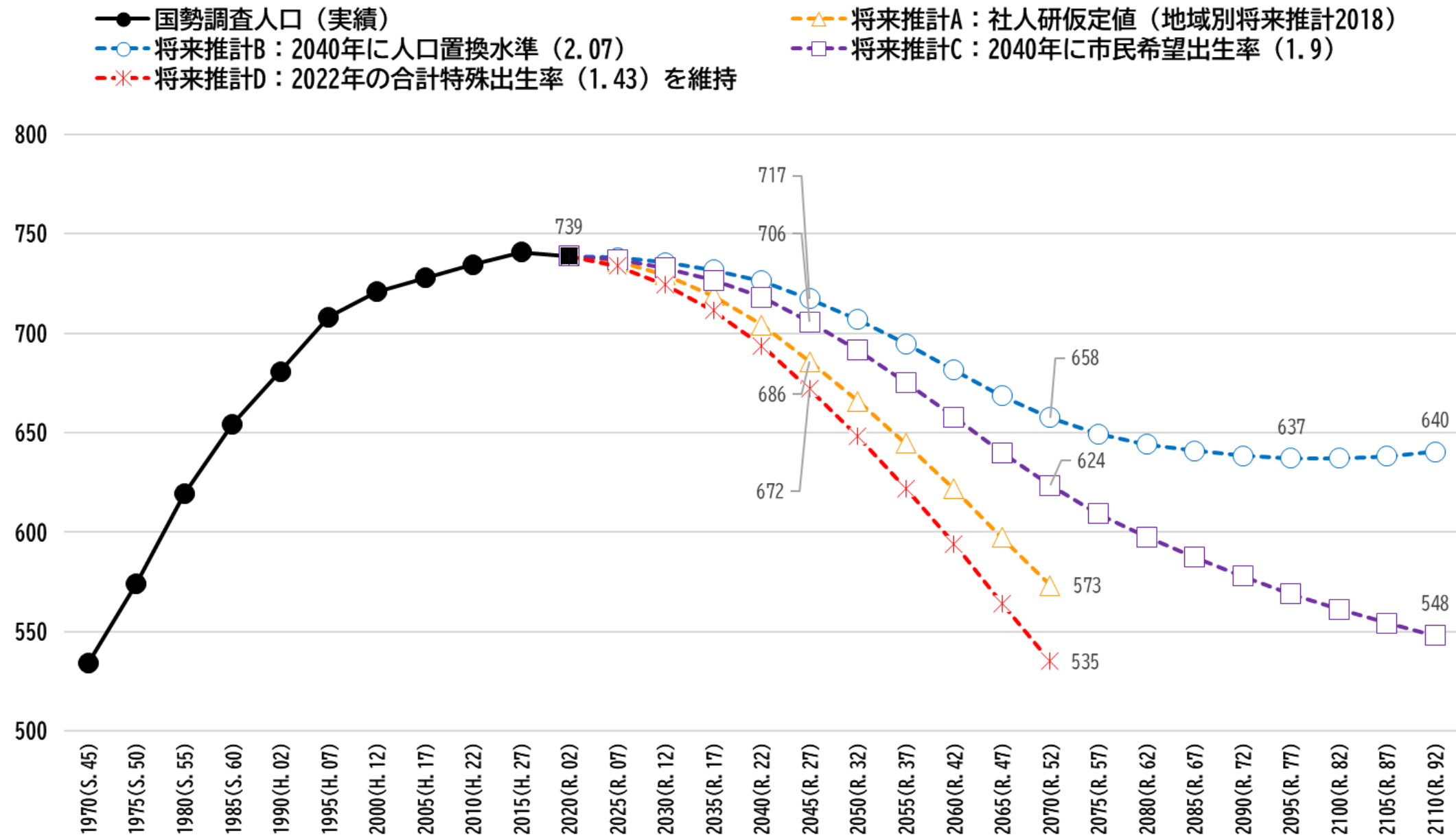
(1) 人口減少の抑制

- 若者の結婚・出産・子育てに関する希望を叶えるための支援や環境整備などにより、人口の自然減の抑制が必要
- こども・子育て支援の充実や住みやすいまちづくりなどにより、住み続けたい人を増やすとともに、雇用機会の創出や人材還流の推進などにより、移り住みたい人を増やすための施策を展開することで、人口の社会増に向けた対策が必要

(2) 人口減少への適応

- コンパクトで持続可能な都市づくり(多核連携都市)、既存施設の長寿命化・施設の統廃合等による総コストの抑制、広域連携による都市機能の補完、健康寿命の延長、女性や高齢者など多様な主体の参画推進、あらゆる分野でのDX推進などにより、人口減少に適応し、生活の質を維持するための施策が必要

【人口の将来推計】



◆ビジョン1がめざす姿と取組の方向性

こどもの笑顔があふれ、若者をはじめとした多様な人々が希望を抱いて暮らすことができるまちを目指し、結婚、妊娠、出産などの希望を叶えるための支援とともに、こども基本法の理念にのっとり、こどものいのちと権利を守り、こどもの健やかな成長と安心してこどもを産み・育てることができる環境の整備を進めます。

また、すべてのこどもの最善の利益を確保するため、困難な状況にあるこどもや子育て家庭を支援する取組を進めるとともに、こどもを主体とした教育を推進します。

さらに、次世代を担うこどもや若者はもとより、女性や高齢者、障がいのある人、外国人などの多様な人材が活躍できる環境の整備を進め、人材の定着と移住の促進を図ります。

施策

1-1 すべてのこどもの健やかな成長と
家庭の幸せへの支援

1-2 困難な状況にあるこどもや子育て家庭への
支援

1-3 こどもを主体とした教育の推進

1-4 まちを支える人材の確保・育成

基本方針

- (1) こどものいのちと権利を守る取組
- (2) 希望する結婚や仕事と子育ての両立支援
- (3) 妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援
- (4) 保育サービスや幼児教育などの充実
- (5) 子育てにおける経済的な負担の軽減
- (6) 地域主体の子育て支援

- (1) 社会的な支援の必要性が高いこどもや子育て家庭への支援
- (2) ひとり親家庭に対する自立支援の推進
- (3) こどもの貧困対策の推進

- (1) 主体的に考え行動する力を育む教育の推進
- (2) こども一人ひとりを尊重した教育の推進
- (3) 最適な教育環境の整備

- (1) 多様な人材が活躍できる環境・体制の整備
- (2) 人材の定着と移住の促進

◆ビジョン2がめざす姿と取組の方向性

市民に愛され、世界に選ばれる、持続的な発展を実現するまちを目指し、半導体関連産業等の進出を背景に、企業誘致や創業支援、中小企業の基盤強化など地域経済全体の発展に取り組めます。

また、本市への注目や旅行需要の高まりを契機に、豊かな水と緑、良質な農水産物、歴史と文化、賑わいに満ちた中心市街地など、本市の様々な魅力を磨き上げます。

さらに、活発な経済活動を支える広域交通ネットワークの形成に取り組むとともに、活力と魅力に満ちた持続可能な農水産業の振興にも取り組めます。

施策

2-1 半導体関連産業等への新たな投資の後押しや中小企業等の振興

2-2 世界を魅了する都市ブランド力の向上

2-3 交流人口拡大によるにぎわいの創出

2-4 広域交通ネットワークの形成による物流・人流の円滑化

2-5 活力と魅力に満ちた持続可能な農水産業の振興

基本方針

- (1) 戦略的な企業誘致の推進
- (2) スタートアップエコシステムの構築と新産業・成長産業の振興
- (3) 商工業の振興と持続可能な企業活動への支援

- (1) 魅力と活力のある中心市街地の形成
- (2) 水の都の継承と森の都の実現
- (3) 熊本城をはじめとする文化・観光資源の活用

- (1) 戦略的な観光施策の展開
- (2) 熊本の特性をいかしたMICE誘致の推進とイベント、スポーツ大会の開催
- (3) 友好姉妹都市等との国際交流の推進

- (1) 広域的な交流を促進する道路ネットワークの強化
- (2) 基幹となる公共交通ネットワークの機能強化
- (3) 熊本港の利活用

- (1) 競争力の高い農水産業の振興
- (2) しなやかで強靱な経営基盤の確立
- (3) 農と食の魅力創造

◆ビジョン3がめざす姿と取組の方向性

あらゆる危機事象から市民の生命と健康、暮らしを守る強くしなやかなまちを目指し、熊本地震や過去の風水害、新型コロナウイルス感染症などへの対応で得た教訓を踏まえ、市民や地域、民間事業者と協力しながら、ハード・ソフト両面の対策に取り組めます。

さらに、安全安心なまちづくりに向け、交通安全・防犯、消防・救急体制の整備を進めるとともに、質の高い救急及び医療体制の充実を図ります。

施策

3-1 防災・減災の推進

3-2 保健衛生体制の強化と医療提供体制の確保

3-3 総合的な消防・救急体制の強化

3-4 交通安全・防犯の推進

基本方針

- (1) 都市基盤の強靱化
- (2) 防災拠点施設の強靱化
- (3) 洪水や都市型水害による被害の防止・軽減
- (4) 災害対応体制の構築
- (5) 自助、共助及び公助による地域防災力の更なる向上
- (6) 熊本地震の記録、記憶及び教訓の伝承

- (1) 健康危機管理体制の強化
- (2) 医療提供体制の確保
- (3) 生活衛生の充実

- (1) 火災予防対策の推進
- (2) 消防体制の充実強化
- (3) 消防団の体制強化と市民の救護能力の向上

- (1) 交通安全の推進
- (2) 防犯の推進及び犯罪被害者等支援の充実
- (3) 消費者の自立支援と救済

◆ビジョン4がめざす姿と取組の方向性

だれもが自分らしく生きることができるよう、ダイバーシティ(多様性)を推進し、性別、国籍、出身地、年齢、障がいの有無などによって、差別や偏見を受けることがなく、人権が尊重され、お互いを認め合う人権尊重社会を実現します。

また、高齢者が生涯現役で安心して暮らすことができ、障がいのある人がいきいきと生活し、自分らしく活躍できる社会を推進するとともに、お互いがつながり支え合う地域づくり、誰ひとり取り残さない社会の実現に取り組みます。

さらに、男女共同参画の推進により、性別にかかわらず、だれもが自らの意思や意欲に応じて、社会のあらゆる場面で能力を発揮できる環境整備に取り組みます。

くわえて、増加する在住外国人と地域住民が、お互いの価値観を尊重し合える暮らしやすいまちづくりを進めます。

施策

4-1 人権尊重社会の実現

4-2 だれもが生きがいを持ち、お互いに支え合える社会の実現

4-3 男女共同参画の推進

4-4 多文化共生の推進

基本方針

- (1) 人権尊重意識の高揚
- (2) 人権擁護の推進

- (1) 高齢者が生涯現役で安心して暮らせる生活の支援
- (2) 障がいのある人の自立支援と社会参加の推進
- (3) 孤独・孤立対策などの地域福祉活動の推進

- (1) 男女共同参画のための意識啓発
- (2) 男女共同参画のための環境整備

- (1) 在住外国人への情報提供・相談体制の強化
- (2) 多文化共生の理解向上
- (3) 外国人などのニーズを踏まえた取組の推進

◆ビジョン5がめざす姿と取組の方向性

恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市を目指し、清らかな地下水や大気、快適で安全・安心な生活環境の保全に加え、その環境をもたらす生物多様性の保全に取り組みます。

また、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、3R+Renewable(再生可能な資源への置き換え)の取組を進めながら、化石燃料等の枯渇性資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型都市を目指します。

さらに、地球温暖化を防止するため、その原因となる温室効果ガスの排出を削減する取組を推進し、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指します。

施策

5-1 カーボンニュートラルの実現

5-2 生物多様性の保全と自然との共生

5-3 持続可能な循環型都市の実現

5-4 快適で安全・安心な生活環境の保全

基本方針

- (1) 住民や事業者の地球温暖化対策の推進
- (2) 市役所の事務及び事業の脱炭素化の推進

- (1) 生物多様性の保全

- (1) 多様な主体と連携した3R（スリーアール）＋リニューアブルの推進
- (2) 適正かつ安定的なごみ処理体制の構築
- (3) 持続可能な広域処理の実現

- (1) 水環境の保全
- (2) 大気環境の保全
- (3) 環境衛生における調査研究体制の構築
- (4) 人と動物との共生社会の推進

◆ビジョン6がめざす姿と取組の方向性

すべての市民の生活の質の維持・向上のため、多様な人々が交流し、社会とつながる地域コミュニティづくりを支援します。さらに、人生100年時代、すべての市民が健康で、学び、スポーツなど生きがいを持ちながら豊かな人生を送ることができるよう支援するとともに、身近に文化芸術に親しむことができるまちづくりを進めます。また、市民の安心を確保するため、社会保障制度を適切に運営します。

施策

6-1 地域コミュニティ活性化の推進

6-2 人生100年時代を生きるための健康づくりの推進

6-3 生涯にわたる学びやスポーツの推進

6-4 文化芸術が持つ多様な価値の活用

6-5 市民の安心を確保するための社会保障制度の運営

基本方針

(1) 市民参画・協働による地域コミュニティの活性化

(1) 生活習慣の改善と環境づくり
(2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防
(3) 健康になれるコミュニティづくり
(4) ライフコースアプローチをふまえた健康づくり

(1) 学びの提供と成果をいかす機会の創造
(2) ライフステージに応じた生涯スポーツの推進

(1) 市民が身近に文化芸術に親しめるまちづくりの推進
(2) 文化財の適正な保存と活用の推進

(1) 国民健康保険事業の健全な運営
(2) 後期高齢者医療制度の円滑な運営
(3) 介護保険制度の円滑な運営
(4) 国民年金制度に対する理解と加入の促進
(5) 生活困窮者への適切な支援
(6) 生活保護制度の公平かつ適正な運用

◆ビジョン7がめざす姿と取組の方向性

安全で良好な都市基盤の形成に向け、都市機能の維持・確保と適正な土地利用を推進し、人口減少社会に対応した、災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域の特性をいかした良好な景観形成に努めます。

また、広域道路ネットワークや都市計画道路、幹線道路の整備を進めるとともに、効率的・効果的な維持管理に努め、良好な道路環境の実現に取り組みます。さらに、上下水道等のインフラ整備、市有建築物の安全対策、良好な居住環境の形成、空き家対策に取り組みます。

くわえて、バス、市電、自転車などの交通モードと自動車交通の組み合わせにより、だれもが移動しやすいまちの実現に向けて取り組みます。

施策

7-1 持続可能で魅力的な都市づくり

7-2 豊かな住生活の実現

7-3 安全で持続可能な上下水道サービスの提供

基本方針

- (1) 都市機能の維持・確保と適正な土地利用の推進
- (2) 良好な都市景観の形成
- (3) 持続可能で利便性の高い公共交通体系の構築
- (4) 自転車利活用の推進
- (5) 良好な道路環境の実現
- (6) 市有建築物の安全対策の推進

- (1) 良好な居住環境の形成
- (2) 総合的な空き家対策の推進
- (3) 良好な市営住宅の供給

- (1) 水道水の品質管理と水道水源の保全
- (2) 上下水道施設の適切な維持管理と計画的な整備
- (3) 災害に強い上下水道の確立
- (4) 良好な水環境の実現に向けた汚水処理施設の整備

◆ビジョン8がめざす姿と取組の方向性

市民に信頼される市役所の実現に向け、質の高い行政サービスを提供し続けます。

そのために、限られた行政資源を効果的・効率的に活用することで、行政サービスの質の向上に努めるとともに、将来にわたって持続可能な行財政運営を推進します。

また、多様化・複雑化する行政課題に対応するため、企画立案能力や課題解決能力の高い職員の育成に努めます。

さらに、市民の参画と協働を推進し、行政情報を広く発信しながら、市民の意見を政策に反映するとともに、行政情報の適切な管理、公開に取り組みます。

くわえて、近隣市町村をはじめ、政令指定都市や九州各都市、さらには熊本県等と課題や目指すべき将来像を共有し、広域的な取組を強化します。

施策

8-1 行政サービスの質の向上と持続可能な行財政運営の推進

8-2 開かれた市役所の実現

8-3 市域を越えた広域的な連携の強化

基本方針

- (1) 効果的かつ効率的な行財政運営の推進
- (2) マネジメント機能の強化
- (3) 職員の能力向上と働き方改革

- (1) 市民の参画と協働の推進
- (2) 公文書等の適切な管理と活用

- (1) 連携中枢都市圏の連携強化
- (2) 他の政令指定都市などとの連携強化
- (3) 県市連携の強化

1 めざすまちづくり

少子・高齢化や人口減少が進展するなか、持続的な地域社会を維持するためには、あらゆる住民がつながり、お互いが助け合い、支えあう住民主体の地域コミュニティがより重要となっています。

そのために、住民に最も身近な行政機関である区役所は、区長と住民との直接対話の場を持つほか、各区のまちづくりセンターに配置する地域担当職員が中心となって積極的に地域に飛び込み、地域の実情や多様なニーズの把握に努めます。

そして、住民、事業者等の多様な主体と事業担当部局間の連携を図りながら、地域に寄り添い、地域と一緒に課題の解決に取り組むなど、住民自らの創意工夫による自主自立のまちづくりを支援します。

2 まちづくり支援の方針

- (1)地域の魅力をいかした特色あるまちづくりを推進します。
- (2)住民同士がつながり、支え合える環境づくりと、地域で活動する個人・団体、多様な主体の連携を促進します。
- (3)住民が地域活動に参加しやすく、また、生きがいを持てるような仕組みを作ります。
- (4)デジタル技術を活用することで、地域の課題解決や魅力向上を図り、暮らしやすく、持続可能なまちづくりを推進します。

3 各区の特性

各区ごとの特性として、「地理的特徴」、「区の特徴(自然、農産物、産業、商業、観光資源など)」、「人口」、「課題・展望」について記載